



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社ディーワンダーランド  
代表者名 代表取締役社長 久野 哲彦  
JASDAQ・コード 9611  
問い合わせ先  
役職・氏名 取締役管理部長 大浦 隆文  
電話 03-5421-6111

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月9日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1)ブランド品リサイクルのインターネット・オークション事業という新規事業展開を勘案し、事業目的を追加するため現行定款第2条（目的）を変更するものであります。
- (2)「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行され、電子公告制度の導入が認められたことに伴い、より効果的で経済的な情報開示方法である電子公告を採用するため現行定款第4条（公告の方法）に所要の変更を行うものであります。
- (3)現在、定款に定める授権株数42,600,000株に対して当社の発行する株式の総数が36,223,850株となっていることを受け、柔軟な資本政策を可能にし、将来の事業拡大等経営環境の変化にも対応して企業価値を確保・向上させていくために、現行定款第5条（発行する株式の総数）の授権株数を140,000,000株に増加させる等の変更を行うものであります。
- (4) 監査役会の決議を円滑に行うために、現行定款第22条（監査役の員数）を4名以内から5名以内に変更するものであります。
- (5)「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下、単に「整備法」という。）が平成18年5月1日に施行される等に伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。
  - ア 法務省令の定めるところに従い、株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供が認められたことから、定款変更案に第15条（株主総会参考書類等のインターネッ

ト開示とみなし提供) を新設するものであります。

イ 「取締役会の決議の省略」が創設されたことに伴い、定款変更案に第 26 条(取締役会の決議)を新設し、決議方法を定めるとともに、取締役会の機動的な運営を図るため取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするものであります。

ウ 第 6 章に「会計監査人」の章を新設し、第 42 条(会計監査人の設置)、第 43 条(会計監査人の選任)、第 44 条(会計監査人の任期)、第 45 条(会計監査人の報酬等)、第 46 条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。

エ 整備法により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされる事項につきましては、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を行うものであります。

オ その他、上記変更に伴い、条文の繰り下げ等を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	改 定 後 定 款
1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、株式会社ディーワンダーランドと称し、英文では、D W o n d e r l a n d I n c. と表示する。 (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. コンピュータソフトウェアの企画、開発、製造および販売 2. コンピュータおよび周辺機器の企画、開発、製造および販売 3. 音楽、映像に関連するソフトウェアの企画、制作、製造および販売 4. 情報通信ネットワークを利用した各種情報の提供 5. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務 6. 玩具、文房具の企画、開発、製造および販売 7. 書籍、雑誌等の企画、著作、印刷および出版 8. ゴルフ用品、野球用品の企画、開発、製造および販売	第 1 章 総 則 (商 号) <現行どおり>  (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. コンピュータソフトウェアの企画、開発、製造および販売 2. コンピュータおよび周辺機器の企画、開発、製造および販売 3. 音楽、映像に関連するソフトウェアの企画、制作、製造および販売 4. 情報通信ネットワークを利用した各種情報の提供 5. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務 6. 玩具、文房具の企画、開発、製造および販売 7. 書籍、雑誌等の企画、著作、印刷および出版 8. ゴルフ用品、野球用品の企画、開発、製造および販売

現 行 定 款	改 定 後 定 款
<p>9. 上記各号の商品の輸出入</p> <p>10. 不動産の賃貸および管理</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p><u>11. 前各号の事業に関連する事業およびこれらに付帯する一切の業務</u> (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が<u>発行する株式の総数</u>は、<u>42,600,000株</u>とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不</u></p>	<p>9. 上記各号の商品の輸出入</p> <p>10. 不動産の賃貸および管理</p> <p><u>11. 投資業</u></p> <p><u>12. 投資顧問業</u></p> <p><u>13. 金融業</u></p> <p><u>14. 経営コンサルタント業</u></p> <p><u>15. 貸金業</u></p> <p><u>16. 古物売買業</u></p> <p><u>17. インターネット、1セグメント放送、デジタル放送等の双方向情報通信、ネットワークを利用した次に掲げる事業</u></p> <p><u>① ネットオークションの運営</u></p> <p><u>② 商品売買情報の仲介業務</u></p> <p><u>18. 前各号の事業に関連する事業およびこれらに付帯する一切の業務</u> (本店の所在地)</p> <p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>)</p> <p>第5条 当社<u>の発行可能株式総数</u>は、<u>140,000,000株</u>とする。</p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p>第6条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p>

現 行 定 款	改 定 後 定 款
<p>発行)</p> <p>第 6 条</p> <p>1. 当社の<u>1 単元の株式の数</u>は、100 株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）にかか<u>わる株券</u>を発行しない。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第 7 条</p> <p>1. 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き</u>、<u>株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録手続き、単元未満株式の買取、届出の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ</u>、<u>当社においてはこれを取扱わない</u>。</p> <p><u>(株式取扱規則)</u></p> <p>第 8 条 <u>株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、</u></p>	<p>第 8 条</p> <p>1. 当社の<u>単元株式数</u>は、100 株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第 6 条の規定に係わらず、単元株式数に満たない数の株式</u>（以下、「<u>単元未満株式</u>」という。）に<u>ついては、株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第 9 条 <u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第 10 条</p> <p>1. 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>(株式取扱規則)</u></p> <p>第 11 条 <u>当社の株券の種類および株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令ま</u></p>

現 行 定 款	改 定 後 定 款
<p><u>株券喪失登録手続、単元未満株式の買取、届出の受理、その他株式に関する取扱並びに手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 9 条</p> <p>1. 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により</u>予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 10 条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 11 条</p> <p>1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>たは本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条</p> <p>1. 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使<u>することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって</u>予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したも</u></p>

現 行 定 款	改 定 後 定 款
<p>(決議の方法)</p> <p>第12条</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条</p> <p>1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第14条 当会社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第15条</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>1. 取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらな</p>	<p>のとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条</p> <p>1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条</p> <p>1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらな</p>

現 行 定 款	改 定 後 定 款
<p>いものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第16条</u></p> <p>1. 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第17条</u></p> <p>1. <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役それぞれ若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第18条</u></p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第19条</u></p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>いものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条</u></p> <p>1. 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p><u>第22条</u> 当会社は、取締役会を置く。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第23条</u></p> <p>1. <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第24条</u></p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第25条</u></p> <p>1. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p>

現 行 定 款	改 定 後 定 款
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第20条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第21条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第26条</p> <p>1. <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第27条</p> <p>1. <u>取締役会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>2. <u>前条第2項の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第30条</p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠</u></p>



現 行 定 款	改 定 後 定 款
<p>第 5 章 監査役および監査役会 &lt;新設&gt;</p> <p>(監査役の員数) 第 2 2 条 当社の監査役は、<u>4名以内</u>とする。</p> <p>(監査役の選任) 第 2 3 条 &lt;新設&gt;</p> <p>監査役は、<u>株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 2 4 条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</li> <li>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</li> </ol> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></li> </ol> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p> <p>第 3 1 条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第 3 2 条 当社の監査役は、<u>5名以内</u>とする。</p> <p>(監査役の選任) 第 3 3 条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></li> <li>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></li> </ol> <p>(監査役の任期) 第 3 4 条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</li> <li>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</li> <li>3. <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業</u></li> </ol>

現 行 定 款	改 定 後 定 款
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第25条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第26条</p> <p>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第27条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第28条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>年度のうち最後のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条</p> <p>1. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令の別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条</p> <p>1. <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定</u></p>

現 行 定 款	改 定 後 定 款
	<p><u>により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<新設>	<p><u>第 6 章 会計監査人</u></p>
<新設>	<p><u>（会計監査人の設置）</u></p>
	<p><u>第 4 2 条 当社は、会計監査人を置く。</u></p>
<新設>	<p><u>（会計監査人の選任）</u></p>
	<p><u>第 4 3 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<新設>	<p><u>（会計監査人の任期）</u></p>
	<p><u>第 4 4 条</u></p>
	<p><u>1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
	<p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該提示株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<新設>	<p><u>（会計監査人の報酬等）</u></p>
	<p><u>第 4 5 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<新設>	<p><u>（会計監査人の責任免除）</u></p>
	<p><u>第 4 6 条</u></p>
	<p><u>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、</u></p>

現 行 定 款	改 定 後 定 款
<p>第 6 章 計 算 (営業年度および決算期)</p> <p>第 2 9 条 当社の営業年度は、毎年 1 0 月 1 日から翌年 9 月 3 0 日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 3 0 条 当社の利益配当金は、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して<u>支払う。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(利益配当金の除斥期間)</p> <p>第 3 1 条 利益配当金は、その支払開始の日より<u>満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p><u>取締役会の決議によって、免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 7 章 計 算 (事業年度)</p> <p>第 4 7 条 当社の事業年度は、毎年 1 0 月 1 日から翌年 9 月 3 0 日までの<u>1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 4 8 条</p> <p>1. <u>剰余金の配当は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議により、中間配当として、毎年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第 4 9 条 配当財産が金銭である場合は、<u>支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上